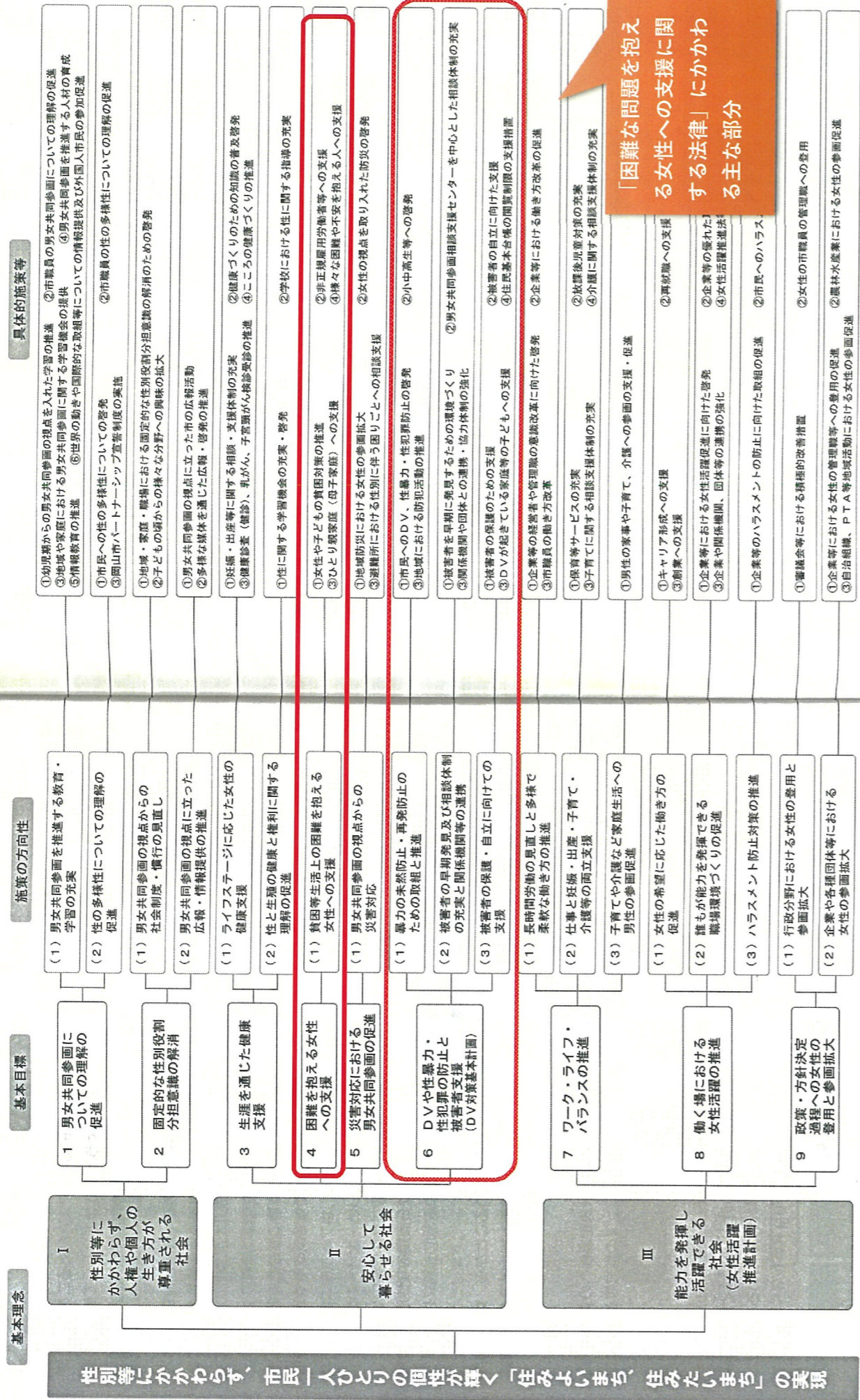


3 計画の体系図



「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」にかかわる主な部分

資料⑧ 岡山県困難な問題を抱える女性支援計画（仮称）素案における自立支援のあり方 目次から抜粋

第3章 計画の内容

I 計画の体系

- 1 支援の取組の推進
 - (1) 支援の基本的な考え方
 - ①支援の対象者
 - ②支援のあり方
 - ③支援の考え方
 - (2) 相談支援体制の充実
 - ①女性相談支援センター
 - ア：機能強化等
 - イ：配偶者暴力相談支援センターとの連携
 - ウ：市町村の女性相談窓口との連携
 - エ：休日・夜間相談
 - オ：女性相談支援員による相談の実施
 - カ：女性相談支援員
 - キ：女性相談支援センター以外の相談員
 - ク：研修の充実
 - ケ：民間団体
 - コ：関係機関
 - コ 女性自立支援施設（旧婦人保護施設）
 - ク 困難な問題を抱える女性への支援
 - (3) SNSを活用した広報
 - ②関係機関との協力体制づくり
 - ③居場所の提供
 - ④民生委員・原簿委員等との連携
 - (4) 相談支援
 - ①相談支援
 - ②障害のある人への配慮
 - ③外国人への配慮
 - ④トラジャズセンターの方への相談支援
 - (5) 緊急時の安全確保
 - ①一時保護
 - ②一時保護機能の充実
 - ③困難な問題を抱える女性のニーズに沿った一時保護
 - ④一時保護委託の取組
 - (6) 被害回復支援
 - ①同伴児童等への支援
 - ②同伴児童等への支援
- 2 困難な問題を抱える女性への支援
 - (1) アウトリーチ等による早期の把握
 - ①SNSを活用した広報
 - ②関係機関との協力体制づくり
 - (2) 居場所の提供
 - ③民生委員・原簿委員等との連携
 - (3) 相談支援
 - ①相談支援
 - ②障害のある人への配慮
 - ③外国人への配慮
 - ④トラジャズセンターの方への相談支援
 - (4) 緊急時の安全確保
 - ①一時保護
 - ②一時保護機能の充実
 - ③困難な問題を抱える女性のニーズに沿った一時保護
 - ④一時保護委託の取組
 - (5) 被害回復支援
 - ①同伴児童等への支援
 - ②同伴児童等への支援

県計画では、中長期的に自立を支援する、考え方、方法、機関など明記。国の基本方針に則り、各種機関での支援の視里所となる市独自の計画は必要

(4) 中長期的に寄り添い続ける支援

- (8) 自立支援
 - ①医学的・心理的ケア
 - ②生活支援
 - ③DV被害者への支援
 - ④住居の確保に向けた支援
 - ⑤経済的自立に向けた支援
 - ⑥司法手続に関する支援
- (9) アフターケア
 - ①一時保護所退所後の支援
 - ②地域における支援
 - 支援の体制
 - (1) 関係機関との連携体制
 - ①DV被害者に対する支援
 - ②関係機関との連携
 - (2) 民間団体との連携
 - (3) 広域連携の推進
 - (4) 苦情への適切な対応
 - (5) 守秘義務
 - 4 計画の総合的な推進
 - (1) 支援調整会議
 - (2) 市町村基本計画の調整と策定支援
 - (3) 教育・啓発
 - ①人権教育の推進
 - ②周知・広報
 - (4) 人材育成・研修

子どもの虐待の発見、対応にも寄与するのではない

法第13条【民間団体との協働による支援】民間団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、支援対象者の意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行等の方法により、発見、相談等の支援

法第15条【支援調整会議】地方公共団体は、単独で又は共同して、支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、民間団体その他の関係者により構成される会議を組織するよう努め、会議は、必要な情報交換・支援内容に関する協議を行う（守秘義務・罰則も規定）